主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人の請求を棄却する。

3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

二 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 事案の概要等

事案の概要等は、次のように改めるほかは、原判決「事実及び理由」欄中「第二 事案の概要等」記載のとおりであるから、これを引用する。

一 原判決八頁四行目の「債権者の印影」を「債権者の口座及び債権者の印影等 (担当者印を含む)」に改める。

二一同一〇頁の二行目の次に行を改めて次のように加える。

「7 控訴人は、本件控訴提起後の平成九年四月一一日、条例の運営方針として 平成七年一〇月に策定した「会議費に関する公文書の開示基準」を全面的に改定して、次のような開示基準を定めた(乙二五号証)。

(一) 相手方が国及び地方公共団体の公務員で公務の遂行として出席した場合 (開示する項目)

開催年月日、支出金額、支出内訳、出席者数、会議等の名称、開催目的、都の出席者氏名、都の出席者の具体的な役職名、相手方の所属団体、相手方の氏名、相手方の具体的な役職名、開催場所、債権者名

ただし、不適正処理であったために所要経費を返還した会議に関する公文書に記載されている相手方の氏名及び氏名が識別され得る具体的な役職名については、開示した場合相手方の名誉を故なく傷つけるとともに、私生活への影響も考えられることから非開示とすることとした。

(非開示とする項目)

債権者の口座、債権者の印影等(担当者印も含む)

(二) 相手方が私人の場合

相手方が私人の場合には、相手方の氏名及び相手方の具体的な役職名を非開示とし、その他は相手方が公務員の場合と同一に扱うことにした。

8 控訴人は、本件控訴提起後に定めた右開示基準に従って本件議案課文書のうち ハー号議案課文書及び八三号議案課文書については、相手方の具体的な役職名を除 いて被控訴人が開示を求めるすべての項目を開示し、その余の本件議案課文書につ いては、被控訴人が開示を求めるすべての項目を開示した。これに伴い被控訴人は 右開示部分についての本訴請求を取り下げた。」

二 同一〇頁一〇行目から同一九頁四行目までを次のように改める。

「条例九条二号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別され得るもの」が記録されている公文書は開示しないことができる旨規定しているところ、ハー号議案課文書及び八三号議案課文書中の各起案文書(以下「本件二通の議案課起案文書」という。)には、会議出席者

の相手方として都議会会派の役職名が記載されており、それによって私人である特定個人が識別され得るので、右相手方の記載部分は条例九条二号に該当する。

本件二通の議案課起案文書は、平成六年作成の文書であり、相手方が私人である、前記のとおり平成九年四月一日に新たに定められた開示基準によっ文書によってある。の具体的な役職名は非開示とされるものである。のみならもものである。本古とは会議の相手方として自己の役職名を不適正な行為に冒用されたものである個人が識別され得ると開示されたという情報と相まって右被冒用者が石の正なのような外観を呈することになり、被冒用者の名誉が毀損に入れたといるとともに新たなプライバシーの侵害が予想される。また、仮にかおといて被冒用者が不適正な処理に加担したものでないことを外部に制に入れたといても、当該公開された公文書に記載された情報自体からは当該記載に被冒用者が不過したからは当該記載しないまれた情報自体からは当該記載していた場合で、これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開います。これを開いますることによります。これを開いまするこれを開いまする。これを開いまするこれを開いまする。これを開いますることによります。これを開いますることによります。

(二) 被控訴人の主張

控訴人は、不適正な会計処理が行われた会議に関する支出命令書や起案文書の各葉に「支出命令取消により返還済」という印を押した上でこれを開示しており、右各文書は一見して不適正な処理がされた文書であることが分かるから、これを開示したからといって被冒用者が不適正な処理に加担したと勘ぐられるようなことはあり得ない。」

二 同二〇頁一〇行目の次に行を改めて次のように加える。

三 同二一頁五行目の次に行を改めて次のように加える。 「控訴人の職員名簿は都庁三階の売店で販売されているが、控訴人は、一方で職員のおおよその給与が明らかになる名簿を販売しながら他方で超過勤務命令簿の氏名を公開しないとすることは矛盾している。また、条例は、あくまでも一般人を基準に制定されているものであって、控訴人主張のようないくつもの役所内部の情報を組み合わせることを念頭に制定されたものではない。」 第三 証拠

・ 証拠関係は、原審及び当審記録中の証拠に関する各目録に記載のとおりであるから、これを引用する。

第四~当裁判所の判断

- 条例第九条第二号について

条例は、公文書、すなわち、実施機関(知事その他の東京都の執行機関)の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、実施機関において定めている事を決定手続等が終了し、実施機関が管理しているものを都の区域内に住所を有するる等に対して原則として開示することとし、その開示の手続等を定めたものであるが、その第九条は、実施機関が例外的に開示しないことができる公文書についている。そして、同条第二号は、公文書に「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別され得るもの」が記録されいるときは、当該公文書に係る公文書は開示しないことができる旨を規定している。条例がこのように規定することとなったのは、証拠(甲第六号証、乙第二三号証、第二四号証)によれば、次のようなことが考慮された結果であったと理解される。

このような観点から、以下において、本件の各文書が「個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの」を記録したものに該当するかどうかについて検討する。

二、本件二通の議案課起案文書の開示について

本件二通の議案課起案文書は、いずれも東京都財務局主計部議案課が作成した「議会対策会議の開催について」との件名の起案文書であり、都議会の平成六年度定例会の開催を前にして、円滑な議会運営を期するため、都側から財務局の幹部数名が出席し、都議会の特定会派の役職者数名との懇談会を開催し、定例会の運営その他について意見交換を行うことについて決裁を求めた文書であって、同文書には、懇談会の相手方出席者として都議会の特定会派の具体的な役職名が記載されて、その役職名から特定の個人を識別することが可能であるが、その個人は都議員ではない私人であることから、その文書の表現上は、特定の私人に関する情報を含む情報を記録した公文書であると見られるものである(甲第一七号証、第一八号証、弁論の全趣旨)。

しかしながら、弁論の全趣旨によれば、右各文書に記載された懇談会は実際に開催されたものではなく、そこに相手方出席者として記載されている者は、あたかも出席者であるかのようにその役職名を冒用されたにすぎず、実際に懇談会に出席したことがないことはもとより、そこに自己の役職名が記載されていることも知らなかったのであり、この懇談会の開催のための費用として支出された会議費は、後に

不適正な会計処理によって支出されたものであるとして返還する措置が取られたことが認められる。なお、右各文書の各葉には「支出命令取消により返還済」という印が押され、右のとおり会議費が不適正な会計処理によって支出されたものであるとして返還する措置が取られたことが明らかにされている(甲第一七号証、第一八号証)。

このように右各文書は真実を記載したものではなく、しかも、そこに懇談会の出席者として記載された者は、その役職名を冒用されたものであり、そこにその役職名が記載されていることも知らなかったものであってみれば、右各文書に記載された内容は、その者に結びつく情報を何らその内容に含むものではないことが明らかであるから、右各文書は、その者の「個人に関する情報」を記載したものには当たらないというべきである。

なお、控訴人は、右各文書を開示した場合には、そこに懇談会の出席者として記載された者が不適正な処理に加担したかのように誤解される恐れがあると主張とる。しかし、右各文書が真実を記載したものでないことは控訴人自らが認めり返るであるのみならず、前示のとおり右各文書が不適正な会計処理に係るものであるのみならず、前示のとおり右各文書が不適正な会計処理に係るものがあるとはこれにより推認されるし、会議の開催について決裁文書が作成されながらるとはこれにより推認されるし、会議の開催について決裁文書が作成されながらる、その会議が実際には開催されなかった場合に、その決裁文書に出席者として記載した公文書に係る不適正な処理に加担したとみるのが通常であることになる文書の記載から控訴人主張のような誤解をする者が全くないとはいえないにも、そのことから右各文書が個人に関する情報を記録した公文書であることになるものではない。

そうすると、本件二通の議案課起案文書は条例第九条第二号に規定する個人に関する情報を記録した公文書に該当しないから、控訴人が被控訴人に対して平成七年一二月六日付け七財主議第五六二号でした公文書一部開示決定の非開示部分中の本件二通の議案課起案文書に関する部分の取消しを求める部分は理由がある。

三 本件超過勤務命令簿の開示について

証拠(乙第六号証の一ないしーー)によれば、本件超過勤務命令簿には、職員の所属課、職、氏名、超過勤務を命じた日、超過勤務を命じた時間、勤務内容、超過勤務を実施した時間、単価、支給額等の記載欄があるほか、超過勤務命令者の印並びに超過勤務従事職員、係長及び超過勤務命令者の各確認印の欄が設けられていることが認められる。これらの欄の記載(ただし、被控訴人が開示の請求をしていない単価及び支給額の欄の記載を除く。)及び押印は、要するに、どの職員に対し、いつ、誰が、どのような内容の超過勤務を命じ、それがどのように実施されたか、換言すれば、職員の超過勤務の実施の状況を記録したものにほかならない。

そして、控訴人は、これらの欄の記載又は押印中、職員の氏名、勤務内容、超過 勤務従事職員の確認印及び係長の確認印を開示すると、超過勤務を行った特定に が識別されることになるから、本件超過勤務命令簿に記録された情報は、個した 為を記録した公文書は、たとえその職員個人が識別され得るため形式的にはその 員個人に関する情報を記録した文書に当たるとしても、それはその職員の公務員と しての公的活動に関する情報を記録したものであって、それが開示されることに りその職員のプライバシーないし個人生活に関する権利、利益が侵害される とよるとは考えられないから、実質的には、「個人に関する」情報を記載の は該当しないと解すべきであり、本件超過勤務命令簿は、職員の超過勤務の実施 状況を記録したものであって、まさにこれに該当するというべきである。

もっとも、例えば、本件超過勤務命令簿の職務内容の欄中に、職員の心身の健康 状況のような当該職員の私的な事情が記載されているとすれば、その部分は、職員 が職務の執行としてした行為を記録したものではないことが明らかであり、個人に 関する情報として開示の対象から除外されるべきであるが、控訴人は、本件超過勤 務命令簿にそのような記載があることを主張していない。

務命令簿にそのような記載があることを主張していない。 そして、控訴人は、超過勤務に従事した職員の氏名を開示すると、東京都職員名簿、東京都職員給料表、標準昇給経過表、都区政人名鑑等を利用することによりその職員の給与額を推定することができ、さらにそれに基づいてその職員の超過勤務手当額も推定することが可能になるから、本件超過勤務命令簿中の超過勤務に従事した職員の氏名その他その職員を特定し得る情報は、個人に関する情報に当たると主張する。しかしながら、超過勤務手当額は、超過勤務に従事した職員の一時間当 たりの給与額と超過勤務に従事した時間とによって算定されるものであるところ、本件超過勤務命令簿を開示しても、これによって明らかになるのは超過勤務に従事した時間のみであるから、超過勤務手当額を開示したことになるものであるいことになるものである。そして、確かに、控訴人主張のような各種の資料を併せ利用する。とが可能であるよその給与額を推定することが可能であり、この推定とその職員の超過勤務に従事した時間とを組合わせることに超過勤務手当額を推定することが可能になるとしても、それはあくまでも指定で超過勤務手当額を推定が可能であるのは、その職員の給与額の推定が可能であるのは、その職員の関係はないというべきである。したがって、控訴人の前記主張は理由がない。

そうすると、本件超過勤務命令簿は、条例第九条第二号に規定する個人に関する情報を記録した公文書には当たらないから、被控訴人が控訴人に対して平成八年一月一二日付け七情報報第五一号でした公文書一部開示決定の非開示部分(ただし、単価及び支給額の欄を除く。)の取消しを求める部分は理由がある。

三 以上のとおりであるから、被控訴人の本件請求を認容した原審の判断は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき 行政事件訴訟法七条、民事訴訟法六七条一項、六一条を各適用して、主文のとおり

判決する。

東京高等裁判所第五民事部 裁判長裁判官 青山正明 裁判官 高田健一 裁判官 六車明